

令和臨調・超党派会議「統治構造・政治改革部会」

国会改革に関する中間提言

「熟議と効率の両立に向けた国会改革の早期実現」

2025年5月27日

共同座長 木原 誠二（自由民主党）
共同座長 菊田真紀子（立憲民主党）
共同座長 藤田 文武（日本維新の会）

第1．趣旨

30年ぶりの少数与党内閣下において、与野党の垣根を越えて国民の信頼と負託に応え得る新たな国会審議運営の在り方をめぐり模索が続いている。

与野党はともに責任を共有し、新たな国会の創造に向けて知恵を出し合い、改革に取り組む必要がある。

改革のキーワードは「熟議の深化」と「効率性・合理性」である。その両立を可能とする国会改革が国民から求められている。

われわれ、超党派会議「統治構造・政治改革部会」は以上の認識のもと、党派を超えて議論を重ねてきたが、ここに一定の成案を得るに至ったので中間提言を公表する。

提言は、今国会中からでも取り組むことのできる課題に絞った。同時に、これらの改革と分かちがたい関係にはあるものの、今後さらに検討を要する課題について併せて言及した。

ことに、衆議院、参議院の在り方、役割、両院関係の見直しに関する本格的な検討は、実効性ある国会改革を実現するためには避けて通ることのできない課題であり、今後、超党派の衆参両院議員で構成する当部会で引き続き検討を行い、成案をめざすことを付記する。

第2．提言

1．効率的で合理性ある国会運営

- (1) 予算案及び内閣提出法案について、議院運営委員会理事会等における審議日程協議における内閣側の協議関与権の制度化等を通じ、国会召集にあたり予め日程を明らかにし、見通しの立った計画的・合理的な審議スケジュールの確立と充実した熟議の両立可能性を促進。
- (2) 議院運営委員会理事会及び各委員会理事会において内閣提出議案の軽重の仕分けを予め行い、合意した議案について、本会議及び委員会における審査プロセスを簡素・合理化。本会議で趣旨説明・質疑を要求するものを除き、いわゆる「吊るし」は自粛し速やかに委員会付託。野党に対案がある場合には同時に審査。
- (3) 速やかな質問通告の実施。
- (4) 常任委員会の定例日については、すべての内閣提出法案が通過した後を含め原則委員会を開催。なお、衆参両院間で定例日が重なること等を調整。
- (5) 計画的な審議と党首討論等の活用を前提に、内閣総理大臣の国会出席を限定。(例示、本会議では、政府演説・質疑、一部の重要広範議案に対する質疑、議運理事会の決定に基づいた国益上重大な影響を及ぼす事件等に関する報告・質疑等。予算委員会では基本質疑と締め括り質疑、理事会の決定に基づく審査を通して必要と認められた特定事案に関する集中審議、決算行政監視委員会の締め括り総括質疑など)
- (6) 国務大臣が国際会議出席、災害対応等やむを得ない事由により出席できない場合は副大臣等による対応を基本とし、定例日の原則開催を堅持。
- (7) 予算委員会における全大臣出席を見直し、質問通告のない大臣は副大臣の出席も可とする等、副大臣を積極活用。
- (8) 上記諸改革を可能とするための政務三役の在り方の見直し(国会審議活性化法成立当時の趣旨を踏まえた運用や制度の再点検と超党派合意)。なお、副大臣については積極活用を念頭に「閣外大臣」へと呼称を変更。
- (9) 委員会定足数要件の見直しや委員会審議時間設定の見直し等。
- (10) 現実の議会運営の実態に即した「先例集」の組み直し。

2. 熟議の深化に向けた国会運営

- (1) 国家基本政策委員会合同審査会（いわゆる党首討論）は毎月 1 回定例開催するとともに開催方法等の在り方についても検討。また、国家基本政策委員会において、党首討論の外、各国務大臣と各党シャドー大臣等による討論、テーマを設定した各党政調会長等の幹部議員同士による討論など、多様な討論機会を提供。
- (2) 与党事前審査承認慣行の改善と重要法案について委員会による事前審査の仕組み作り（議案の軽重仕分けとセットで設計）について、英国が立法前審査として一部の法案について草案段階のものを委員会に提出・審査に付す仕組みを採用していること等を参考に検討。
- (3) 修正協議に関連するルールの確立（法案を修正する場合のルールメイキングが必要。修正案に対する質疑の在り方の見直し。国会提出後の内閣提出法案を内閣が修正しやすくための国会法改正等）
- (4) 予算委員会については、省庁別審査を仕組み化する等、本来の予算案審議を充実。同時に党首討論の着実な実施や行政監視機能充実等の一連の改革を前提に、予算案の内容とは直接関係のない質問等については与野党間で扱いを協議し見直し。
- (5) 重要法案について、各委員会での逐条審査の試行（議案の軽重の仕分けとセットで設計）
- (6) 議案の軽重仕分けを前提に対政府質疑中心の運用とともに、原則議員間の自由討議など委員間討論をより活用する運用を試行。必要に応じて政府参考人招致。（憲法審査会の自由討議等を参考にアコード合意）
- (7) 議案質疑と一般質疑を交互に繰り返す仕組みを脱し、議案質疑を進めつつ、適切な行政監視機能発揮の観点から、各委員会における数日の野党日創設等により、与野党議員による行政監視機能を充実。
- (8) 統計や年月日等の、いわゆる事実確認・知識問いかけ型質問については原則政府参考人を活用。重複質問は自粛。政府側も参考人、資料提出、答弁に真摯に向き合い、与野党双方が「日程闘争国会」から「熟議の国会」への転換に協力。
- (9) 法案の束ねについては節度をもったものとする。

- (10) 法案以外の重要テーマで、与野党間で議論し合意したものについてはレポートに取りまとめ、政府に示す仕組み等を各委員会レベルで導入（情報監視審査会の活動等の先行事例を参考に仕組み化）
- (11) 議員任期（衆議院で言えば４年間）を通じて取り組むべきテーマ（政局的なものではなく、人口減少問題等、党派を超えて取り組むべき国の中長期的課題等）を超党派合意で設定し数年の期間をかけて議論し結論を出す仕組みの導入。こうした長期的課題を持続的に検討する仕組み作りと調和させる観点から財政規律を維持する独立財政機関を国会に導入。
- (12) 熟議の国会に向け対決型からより対話型へと意識の転換をはかる観点から旧来の国会用語（例えば質疑等）を見直し「言葉遣い集」を作成。

3. 今後のさらなる検討課題

- (1) 上記の熟議と効率的な国会運営の両立を可能とする国会改革の延長線上の課題としての「通年国会」の検討（官僚の負担軽減に留意）。
- (2) 通年国会を検討する際、概算要求段階で立法府の意思を政府案に反映させる仕組み作りなど予算審議の在り方の改革を併せて検討。
- (3) 官僚の働き方改革を含め政官接触ルールに関する超党派合意の確立。
- (4) DXの活用を含め広く民意を国会に反映させるための仕組みの革新や緊急事態時のオンライン審議などデジタル時代の国会運営の創造。多様な人材が議員として活躍できるような国会運営（物理的環境を含む）。
- (5) 以上の諸改革と分かちがたい関係にあり、より根幹に関わる国会改革の課題として、衆議院、参議院の在り方・役割の見直し及びそれらを踏まえた両院関係（両院協議会等を含む）の在り方を見直し。